

学校いじめ防止基本方針

小樽市立長橋中学校
平成31年4月1日策定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっている。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっている。

生徒が安心・安全で意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校・学級でも、どの子にでも起こりうるもの」という認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるとともに、いじめ防止及びいじめの早期発見・早期対応を図るため、積極的な認知が重要となる。平成27年4月1日小樽市いじめ防止対策推進条例の施行と、小樽市いじめ防止基本方針が策定されたこと、さらには文部科学省で「いじめ防止対策協議会」を設置し、平成31年3月、「いじめの防止のための基本的な方針」の改定が行われたことを踏まえ、「長橋中学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

2 いじめの防止に向けての基本姿勢

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく、継続的に取り組む必要がある。

いじめの防止に向けた取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりに向け、教育活動全体を通じ、学校全体で組織的な取組を進めていく必要がある

3 いじめとは

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止に関する条例」によると、「いじめ」とは、児童生徒に対して生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍するなど、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等について

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。

(1) いじめの防止に向けた日常的な取組

①生徒への指導

○個々の価値観等の理解

- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。

○生徒指導の機能を生かす日々の授業実践

- ・日常の学習活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。

○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル教育）

- ・日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。

○正しい判断力の育成

- ・生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という認識に向けた自主的な活動を推進する。

○奉仕的体験活動の取組

②保護者との連携

○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成

○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりと徹底

○家庭生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成

○地域での様々な体験、行事への参加

(2) いじめの早期発見・早期対応、及び再発防止に向けた取組

- ・教育相談により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、毅然とした指導を行う。また、家庭やスクールカウンセラー、教育支援センターなどとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- ・個人面談や定期的なアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・集団から離れて一人でいる生徒の行動観察と声かけ、相談活動を行う。
- ・いじめ早期発見のチェックリストを活用した日常的な状況把握を行う。
- ・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会（生徒指導部）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- ・いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、発達障害や海外からの帰国生徒等特別な支援を要する生徒の不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。

(3) 指導力向上等の取組

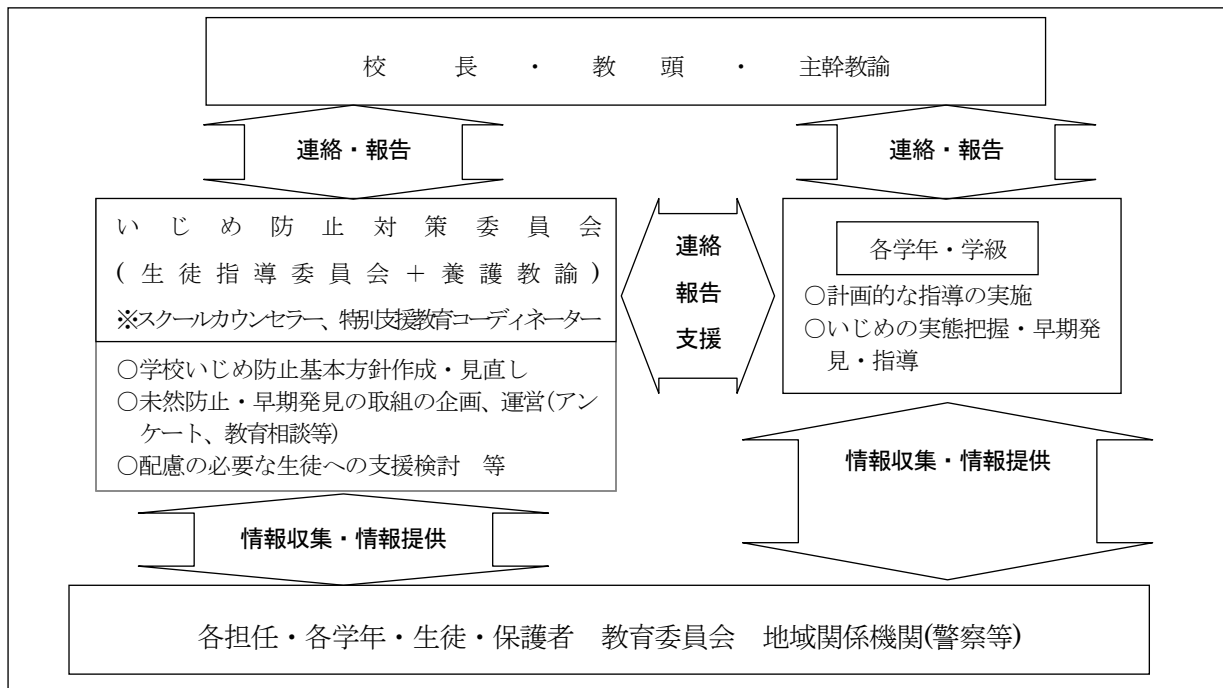
- ・校内研修等において定期的に生徒の情報交換を行い、気になる生徒について教職員全員で共通認識するとともに、指導方針・方法について協議し対応に当たる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・学校だよりや学級だより等を活用し、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用やフィルタリングの設定などについて啓発する。

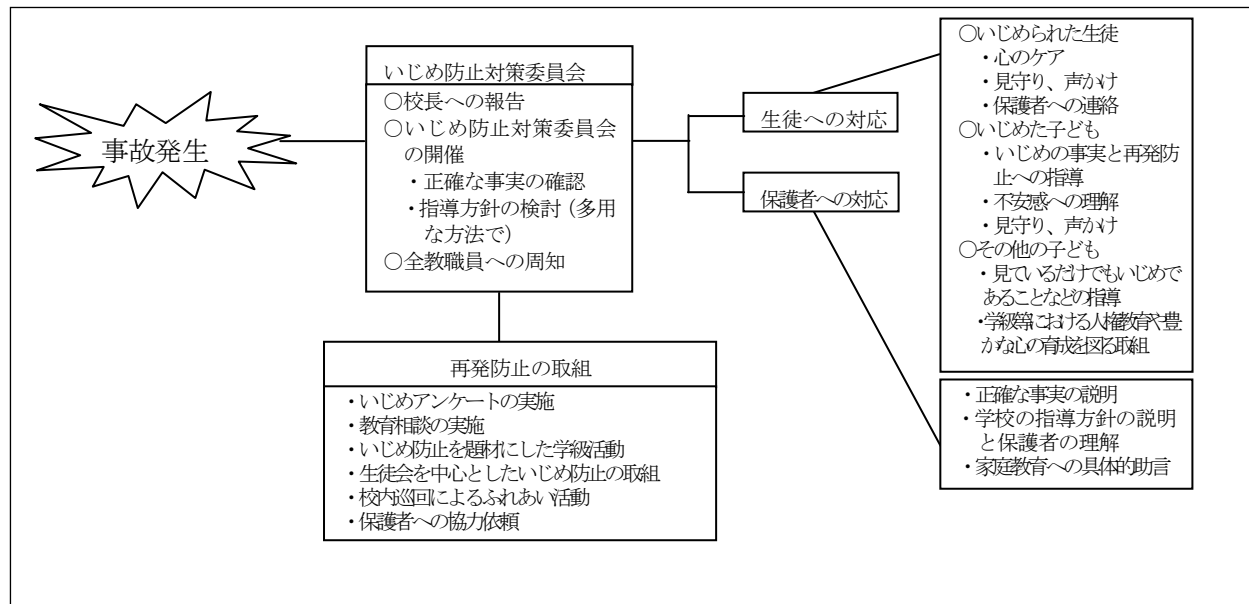
- ・各教科や特別活動等において携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。
 - ・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。

5 いじめ防止等の対策のための校内組織の設置

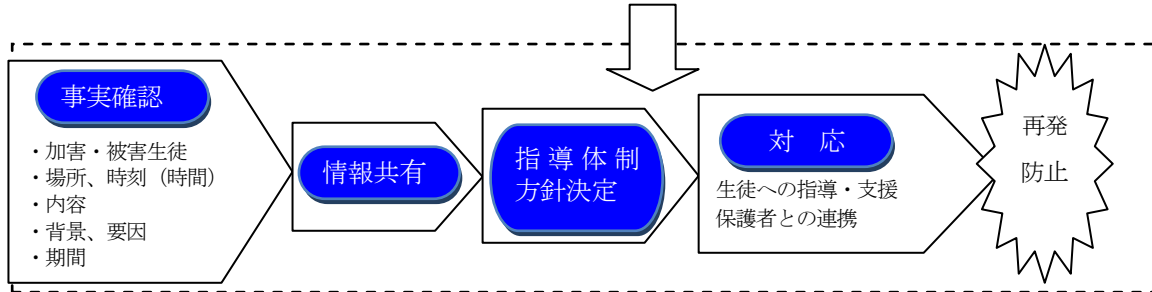
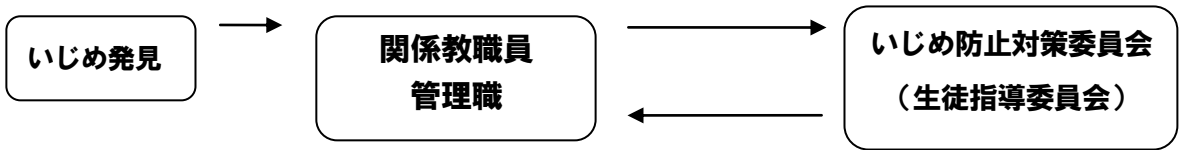


6 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

いじめは未然に防ぐことが重要であるが、万一いじめを発見した場合には、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で問題を抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することに努めるとともに、重大事態や加害生徒、被害生徒の意識にずれがある事案、インターネットによるいじめの事案、保護者への対応におけるトラブルの事案等については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて、関係機関とも協議のうえ慎重に対応する。(いじめの「解消」は、いじめの行為が3ヶ月程度止んでいる状態を示す。)



別紙1 いじめ発生時の対応の具体例



<p>被害生徒への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守る」と伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。 必ず解決できる希望が持てることを伝える 自信を持たせる言葉とかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる 	<p>被害生徒の保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する いじめを防止する方法について、保護者と協議する 学校の方針への理解を促める 今後も家庭との連携を図る
<p>加害生徒への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちと認識させる指導とする 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う 	<p>加害生徒の保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く いじめを防止する方法について、保護者と協議する 具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める 被害生徒への謝罪等について話し合う
<p>傍観者への対応 (学級・学年等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲介者への転換を促す 見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる クラスで被害生徒の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、生徒作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。 	

インターネット上でいじめが発生した時の対応

書き込みの確認、内容保存

削除がされない場合

警察に相談・依頼人権擁護委員会等に相談

<児童生徒に対する指導ポイント>

- 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
- 匿名で書き込んだり、書き込みを行った個人が特定できること (重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
- インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
 - ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害等々の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導とする。
 - ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

別紙2 年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画	・いじめ実態把握調査 ・生徒会によるピアサポート（通年）	・相談窓口周知	
5月	○研修会 （生徒理解、人権） ・家庭訪問等での保護者への啓発確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ・学級、学年づくり ・人間関係づくり </div> ・道徳教育の充実		・道教委いじめ調査
6月			・行事との関連	・いじめアンケート（1回目）
7月	・いじめに係る学校評価の実施		・教育相談 ・PTAとの意見交換	・道教委いじめ調査
8月	○研修会 （未然防止）			
9月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・情報共有 ・1学期の評価及び2、3学期の計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> ・学級、学年づくり ・人間関係づくり </div> ・道徳教育の充実	・PTAとの意見交換	
10月	○研修会 （早期発見、対応）		・行事との関連	
11月		・「いじめ防止強調月間」（生徒会によるいじめ防止啓発活動）	・いじめアンケート（2回目）	・市教委いじめ防止キャンペーン
12月	・いじめに係る学校評価の実施	情報モラル教室	・教育相談 ・PTAとの意見交換	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ調査
1月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成			
2月			・教育相談 ・PTAとの意見交換	
3月	◆いじめ問題対策委員会会議 ・次年度の計画確認			・市教委いじめ調査